

第3条

甲は、乙が紹介した候補者を自ら選考する。その際、乙が面接へ立ち合うことを候補者又は乙が求めた場合、原則として乙は面接に立ち会うことができることとする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

2. 甲は、乙が紹介した候補者を適格と認め、採用を決定した場合、前条の乙に明らかにした求人情報および労働条件又は契約条件を含む人材募集情報に基づき被採用者に業務を開始させるべく、雇用契約、又は、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約を締結する。

3. 甲は、候補者の採用を決定した場合、前項の契約締結に先立って、内定通知書および労働基準法に基づく労働条件その他のを明示した通知書を、被採用者に対して発行し、又は、契約内容を書面又は電子メールにより通知する。

4. 甲は、選考の際、公正な採用選考を行うことを表明し、候補者を不条理に差別的に取り扱わないことを確約する。

(依頼者の義務)

第4条

乙が候補者を紹介した後、他の手段により甲に対して当該候補者からの応募があった場合、甲は直ちに乙に対してその旨を通知する。またこの場合、甲は他の手段による応募よりも、乙の紹介による応募を優先して取り扱うこととする。

2. 甲による候補者の選考が終了し、採用しないこととなった後であっても、乙が候補者を紹介した日より2年間は、当該候補者と甲が直接連絡を取る場合、甲は乙に対して事前にその旨と連絡を取る理由を通知することとする。

3. 甲は、乙が紹介した候補者の採用を決定した場合、その事実、並びに、内定通知書および労働基準法に基づく労働条件その他のを明示した通知書、若しくは、契約内容を以って、書面又は電子メールにより直ちに乙に通知することとする。

4. 甲は、前項に続き、候補者が入社し、又は、甲の業務を開始した場合、その事実、並びに、前項の通知に係る事項に変更点があった場合は当該変更内容を以って、書面又は電子メールにより直ちに乙に通知することとする。当該通知に基づき乙は甲に致して、職業紹介サービスその他の人材の紹介に関連するサービス提供の対価として、人材紹介料その他の人材の紹介に関連するサービスの手数料に係る成功報酬についての請求書を発行する。

5. 甲は、候補者が入社し、又は、甲の業務を開始した後6ヵ月以内に、甲と当該被採用者との間で締結した雇用契約、又は、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約が終了した場合（当該契約期間が有期の場合は、当該契約期間中に終了した場合に限る。）、甲は、直ちに乙に対して当該契約が終了したことを通知し、当該契約の終了日および終了理由を証する書面を提出することとする。それに基づき乙は当該契約の終了日および終了理由の確認を行う。なお、乙が当該契約終了となった被採用者に当該契約の終了日および終了理由の確認を行うことがあることを甲は認める。

(人材紹介料・手数料・事務費用・支払い方法・返戻金・違約金)

第5条

基本本契約書に記載のない、人材紹介料その他の人材の紹介に関連するサービスの手数料、求人受理時の事務費用、返戻金、支払い方法および違約金に関する事項は個別契約に定めることとする。

(再委託・取次)

第6条

乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることにより、自己の責任および費用において、提供するサービスの全部又は一部を第三者に委託することができるものとする。

2. 乙は、自己の責任および費用において、甲へのサービス提供のため、他の職業紹介事業者の取次を受けることができるものとする。

(求人情報等の開示)

第7条

甲は、事前に開示・公開しない旨を明示的に表明した場合を除いて、乙が候補者を募集するために、求人情報および甲の企業情報等の甲より入手した情報、乙が独自に入手した甲の情報並びに一般に公開されている甲の企業情報を、乙又は乙が委託する第三者が運営、提